

漁業経済学会 短 信

第41回大会シンポジウム

「漁場利用体制の国際的動向」について

コーディネーター 長谷川 彰

国連海洋法条約は、1993年11月16日、南米ガイアナの60番目の批准により規定数に達したので、いよいよ1年後に歴史的な発効の日を迎えることになった。カラカスでの署名がなされてから11年、主要国が条約の枠組みを先取りして200海里体制をつくり上げた1977年から数えると、実に16年もの月日が流れている。この10年余の歳月は、海洋法条約にとって余りにも長かった。それは、新条約をその誕生と同時に中古の法典にするほどの漁場利用関係の変化を、既に世界的に生み出していると思うのである。

海洋法条約から見て特に大きく変化しているのは、いわゆる「余剰原則」に関わる部分である。自国の漁獲能力を超える余剰な資源は、これを他国にも利用させるというルール（条約第62条2項）は、200海里制度が沿岸国のエゴイズムによるものではないことを証明し、海洋法条約に対する世界的合意を取り付ける極めて重要な「原則」であったはずである。しかし、世界最大の200海里水域をもつ米国が率先して模範を示したように、1977年以降の推移は、同原則の一貫した空洞化であり事実上の否定であった。周知のように、日本水産外交の最大限の努力にもか

かわらず、当初は100万トンを超えていた米国の対日漁獲割当は1988年から遂にゼロになった。

そうした推移を貫くものは、要するに、管理権や利用権を超えた所有権的権利の強化であり、200海里資源に対する沿岸国の主権的権利を絶対化する傾向である。かつ、それとも関連して注目すべき動きがある。200海里制度を契機に西欧系先進国に生まれ、次第に普及しつつあるITQ（譲渡可能個別割当）制の出現である。漁業管理のための一方式として導入されるわけであるが、その経済的内容は水産資源の私有財産化であり、アイスランドやニュージーランドでは全漁業規模でそれを制度化している。そうした200海里資源の私権化は、「人類全体の利益および必要を考慮し、特に開発途上国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない）の特別の利益および必要を考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献すること」をうたった海洋法条約のねらいとは全く異質なものに、海洋制度を変えてしまう意味合いを持っている。

沿岸国の主権的権利を強化する傾向は、他方ではまた、その権利内容を公海にまで拡大する動きとなって現れている。いわゆるストラドリング・ストック（200海里水域の内外を出入りする資源）の管理に関する事柄であり、わが国に強く関係するものとして、ベーリング海における公海漁業の問題がある。同水域でのスケトウダラ生産は、1980年代半ばから急増したのち1991年から反動的に激減した。同漁場で漁獲を行ってきた日本、韓国、中国、ポーランドによる乱獲に主因があると沿岸国の米国とロシアが主張し、結局、1993年と1994年の2年間、各国が自主的に禁漁を行うことになった。沿岸国と漁業国の

目 次

第41回シンポジウム「漁場利用体制の国際的動向」について—長谷川彰	1
会員動向	3
在京理事会報告	4
編集委員会からのお知らせ	4
事務局からのお知らせ	5

資源保存措置の合意づくりの努力義務をうたっているに過ぎない海洋法条約の規定（63条2項）に比べて、一步前に踏み出した対応であり、新しい公海漁業管理の胎動を覚えさせるものがある。

ストラドリング・ストックの問題は、沿岸対公海の間だけでなく沿岸国の水域間にも起こるわけであり、実は既にそれに対応するものとして、ECがつくり上げたフィッシュ・ボンドのシステムが1983年に生まれている。現在なお、いろいろの問題をかかえて苦悩しているようであるが、200海里制度を基礎に形成された全く新しい漁場利用体制であることに違いはない。

以上、ポスト海洋法を展望するに当たって、どうしても看過できない（ないしは最低限吟味しておく必要があると思う）いくつかの事象を挙げてみた。そして今回のシンポジウムでは、それらに関連する下記のような話題（題名は仮称）を小野征一郎、榎彰徳、片岡千賀之、草川恒紀の4氏に提供してもらうことを企画し、コーディネーターからの提案とする。

(1) 公海漁場の現状と課題（報告者 小野）

公海漁場については、上に述べたストラドリング・ストック問題の外に、カツオ・マグロ等の高度回遊性魚種の管理に関し、例えばFFA水域（南太平洋フォーラム漁業機関）で海洋法条約の枠を踏み出したとも言える展開がみられるし、また、捕鯨を始め大規模流し網漁業などでは環境保護の立場からの厳しい規制要求が続いている。200海里後の公海漁場は、決して「自由な海」ではなく国際的な管理強制的な矢面にさらされている。そうした各種の動き全体の総括・評価を期待したい。

(2) ECの漁業管理の現状と課題（報告者 榎）

1991年、フィッシュ・ボンド政策の10年をレビューする条約規定に従って、EC委員会から報告書が出されている。それによれば、同資源管理システムの根幹をなすクォータの遂行にいくつかの重大な欠陥が現れているようである。ECの管理システムは、資源生物研究者から200海里制度の限界を克服するものとして提唱されている「地域的資源共同利用方式」の典型と見られなくもないものだけに、われわれはその帰趨を正確に捉えておく必要がある。その意味から、ECレビューを含めた状況の客観的な評価と今後の展開について、示唆を得たい。

(3) 東シナ海・黄海漁場の利用と管理問題（報告者 片岡）

わが国周辺水域の中で上記の「地域的共同利用」

の適用水域として、その必要性が論じられるものに東シナ海・黄海漁場がある。だがECの場合とは対照的に、200海里の線引きすらできない国家間の複雑な利害関係があり、「地域的共同利用」が実現する可能性はまだ全く見えないと言うしかない。しかし、他方、漁場利用関係の現状は決して安定した状態にあるわけではなく、何らかの再編成が求められていることもまた確かである。現段階の、漁業をめぐる国際関係の構図と問題の所在、そしてできれば今後の展開方向についても言及していただきたいものである。

(4) 個別割当に基づく漁業管理（報告者 草川）

世界的に見た場合、ITQ制の導入数そのものはまだ僅かである。しかし、その原型をなすIQ（個別割当）制まで含めると、裾野はかなり広がる。ITQもIQの一種とみて、国別の数や形態、特徴や問題点などの情報をできる限り広範に集めて整理してみることは、先に述べた資源私有化の世界的状況を知る意味で重要である。また、IQならびにITQが、水産生物のストラドリング性などとも関連して、国際的な資源管理・利用関係にどのような問題を投げかけているかといった点の観察や考察も付け加えてくれることを希望する。

(5) 時間的制約を考えると、以上の4報告が限度であるが、シンポジウムの議論の内容を充実させるためには、もっと多くの情報によって補強されることが望ましい。例えばマグロ漁業、サケ・マス漁業、北洋底魚漁業、あるいは中国漁

業や韓国漁業の実態や動向に関する情報などである。それらの話題が、大会第一日目の「個別報告」の中で予め報告されていれば非常に効果的になるので、「報告」データをお持ちの会員には、ぜひ協力をお願いしたい。

(6) 以上の各報告を前提として、残る課題は、それらの動きの全体像をどう理解するかという問題である。米ソの冷戦関係と南北間の対立とを軸に200海里制度が生まれた1970年代とは、軍事的、政治的そして経済的に時代状況が一変している。上記のポスト海洋法的「変化」もそれと深くかかわっていることは明かであるが、それを取り上げて総括し概念化するには、それを支える研究作業が現在のところ未成熟であると考えられる。したがって、今回のシンポジウムでは、それを特定した話題をあえて用意せず、総合討論におけるコメンテーターからの提示、あるいはフロアからの発言に期待することにした。

「 会 員 動 向 」

「 雑 感 」

芳賀 英昭

(北海道漁連常任監事)

私は山が好きで、登山行はもとより、春の山菜、秋のきのここと殆ど毎週のように山行を試みる。その度に、山の荒れ方や荒らされ方に眼をみはる。つい、数年前、巨木に覆われていた山が、木をすっかり取り除かれ、地肌の荒れたスキー場に変わっていたりする。

本州では、漁協婦人部の方々が魚付林造成のために力を合わせて植林に従事しているが、その何千倍、何万倍という木が毎年無造作に切り倒されている。

春の山菜採りで驚かされるのが、蚊やブヨの多さである。彼等の住処に、人間が侵入するわけだから報復されるのは当たり前のことではあるが……。文字通り雲霧の如くにいるのである。人が動くとは何百、何千というブヨと一緒に移動する様は圧巻であるが、装備を怠ろうものなら、一週間は顔から凹凸が去ってくれない。しかしである。その隣のゴルフ場には、ブヨがいないのである。木を伐採しただけでなく強力な殺虫剤で、環境破壊に、力を貸していると思わざるをえない。

数年前、道内漁協の組合長さん方は皆さん忙しい思いをした。ゴルフ場開発の対応に追われていたからである。河川への土砂流入の防止や農業使用限度問題等漁業への影響阻止に必至だったのである。

ちなみに、私のいる北海道漁連の組合長出身の監事は3人いるが、誰一人ゴルフはやらない。勿論私もである。

近年、苫小牧、厚真、鶴川の三漁協で力を合わせ、前浜にホタテ貝の養殖を試みた。害敵を取り除き、苦労を重ねて、やっと販売にこぎつけた。四年貝の出荷である。初年度は好成績に終了したが、一昨年の低気圧来襲に伴う河川の氾濫で、泥土と流木が流れ出し、一挙にホタテ漁場を埋め尽くしてしまった。たった一年間の収穫だけで、二年目以降は、壊滅状態である。この原因については明かではないが、巷では、河川改修ではないかという噂が専らである。直線化し、遊水場がなくなったためであるというのである。

これも話題の一つであるが、石狩川の洪水対策のため、この川に流れこむ千戎川の水を、放水路を作って太平洋に流そうとする計画がある。石狩川は、日本海に注ぐ、本道の鮭にとっては母なる川である。洪水と台風は、切っても切れない縁を持っているが、この時期は、又、鮭が産卵のために川をそ上する時期でもある。鮭の生態系に一大異変が来ることは必定と思われる。

山を変え、野を変え、川を変え、その度に一番割を食うのが、漁業者である。今般、北海道指導漁連の柳沼君が 木を植えて魚をふやす一浜の母さんの森づくり (家の光協会) を書いた。是非、一読していただければ ----- と思っている。



「 職 場 紹 介 」

野間 卓志

((株) 郵船海洋科学)

海

海の利用は多様です。

巨大な船体の浮かぶ道路としての海

ヨットの遊ぶ公園としての海

魚あふれる生産の場としての海

そして、新しく開発される都市としての海

私どもの会社は、このように多面的に利用される海の役割を、海上交通環境、船舶運航・輸送技術、開発事業化の観点から有機的にとらえ、それぞれの調和を図りつつ、海洋を有効に利用していこうとする考え方にたち、海の総合コンサルタント業務を展開しております。

業務の範囲は多岐にわたりますが、海上交通実態調査、港湾・水路・バース等の立地、航行安全対策調査、海域開発が海上交通に与える影響調査、マリナー等海洋レジャー基地の立地評価および新航路開設に関する航行安全対策調査等、海上交通環境における安全性および経済性の総合的評価のための調査を行っています。

例えば大阪湾の場合、湾内主要5港湾(神戸、大阪、堺泉北、阪南、尼崎西宮芦屋港)への入港船舶隻数は、年間約24万隻に至っております。これら湾内を出入りする船舶の主要コースにあたっている友ヶ島水道は、同時に「まだい」をはじめとする高級魚の漁獲量が多く、絶好の漁場にもなっております。

同海域においては、7月～11月の豊漁期には、付近の漁協所属船のみならず淡路東浦、大阪地区からも多数の漁船が操業しているほか、土日・祭日には数100隻にも達し、漁船・遊漁船の密集海域のなかを一般船舶が航行するという状況を呈しています。友ヶ島水道と同様に明石海峡においても、漁業者にとっては好漁場であると同時に、一般船舶の通航路としては

一日当たりの通航量が、日本一多い海域でもありません。

さらに、一般船舶の通航および湾全体が好漁場でもある大阪湾海域においては、関西新国際空港・神戸空港・明石海峡大橋といった大規模埋立開発等のビッグプロジェクトが遂行されてきています。

このように海は、船舶の通航路、漁船の操業海域、プレジャーボートの遊走海域さらに開発対象海域等

として多面的な利用がなされている。海の利用にあつては、海洋環境の保全を図りながら海の持つ経済的、社会的価値の最大限の有効利用を考えていくことが必要であると考えます。



「在京理事会報告」

(1) 日本農学会関係

1994年日本農学賞の推薦著書について候補の有無等を協議したが、該当者なしということで見送ることにした。

(2) 第41回シンポジウムについて

シンポジウムの座長の一人である秋谷氏より、シンポの進行状況について説明があり、種々意見交換を行った。

コーディネーター及び報告者の打ち合わせ（第2回）が来年4月2日（土）に実施される。

シンポ特集号の発刊は1994年9月を予定しており執筆者（大会後記含む）の原稿締切は6月末をお願いしたい。

(3) 会計関係

今年もカンパを実施し、会員に協力をお願いしたい。ただ、定年退職者の理事等から「従来のボーナスカンパという名称ではボーナスを支給されなくなった会員はカンパに応じなくともよいというニュアンスがある」といった意見が出され、この

際「ボーナスカンパ」という名称の変更を検討することとなった。事務局として「年末カンパ（the year-end campaign）」という名称を提案したい。

会員拡大、特に新規に創設された賛助会員の拡大にあたることとした。

(4) 学会編集委員会関係

後述のとおり、積極的な原稿投稿をさらに会員にお願いすることとなった。

(5) その他

住所や電話番号の変更が意外と多くみられ、この際、これまで実施してこなかった会員の年齢構成等をセットにしてアンケート調査を実施したい。同封の葉書アンケート調査に是非御協力下さい。

次回在京理事会は4月4日（月）東水大で開催されます。



「編集委員会からのお知らせ」

1. 編集経過

5月の大会以後、12月までに5回の編集委員会を開催し、38巻2号（大会シンポジウム特集）、3号（一般投稿）の2冊の編集を終えました。また38巻4号は企画特集号として来年3月発刊に向け準備中です。その内容は下記のような予定です。

仮題 水産業における海外直接投資の展開と帰結

序論：アジア地域における水産合併事業

- 資本・技術移転と国際分業の形成 - 秋谷重男

1：ロシア連邦共和国極東地方における日口水産
関連合併事業 大山博

2：中国の水産合併と各国資本 濱田英嗣

3：タイ国とニューアグロインダストリー

菊地章裕・長谷川彰

4：インドネシアにおける日系水産合併事業の展開と民間資本の成長 鈴木隆史

- 5 : NIES.ASEANからみた水産物貿易の動向と特徴
多屋勝雄・佐野雅昭
- 6 : オーストラリアの漁業政策と合併事業
榎 彰徳

2、学会誌4刊体制と投稿促進について

ご承知の通り、学会誌は年4回発刊となり、文部省の出版助成金も初年度68万円を獲得することができました。今後、助成金を引き続き獲得するためにも、4刊体制を維持しなければならないことはいままでもありません。

しかしながら、この間、学会誌への投稿原稿、

特に論文は極端に不足しております。現実には、来年5月末発刊の39巻1号は、論文なしになる可能性が大了。以下に発刊計画を記載しますので、このスケジュールに沿って、積極的にご投稿下さるよう切にお願い申し上げます。

3、アンケートへの協力お願い

編集委員会では既に38巻2号及び前回短信とともに、投稿予定に関するアンケート葉書を皆様へ送付しております。返送がまだの方は、葉書にご記入の上、学会誌編集委員会（東水大 宮澤晴彦）宛、至急ご返送下さい。

巻・号	投稿期限	審査期間	印刷所入稿	発刊予定	内容
39・1	94年 1月末	2～3月	4月上旬	5月末	一般投稿
39・2	94年 6月末	-	7月下旬	9月下旬	ｼﾝﾎﾟ特集
39・3	94年 7月末	8～9月	10月中旬	12月下旬	一般投稿



「事務局からのお知らせ」

※ 年末カンパのお願い

今年もカンパを実施します。出費多端の折、恐縮ですが、宜しくお願ひします。同封の振替用紙をご使用下さい。（振替口座 東京8-71596 漁業経済学会）

※ 第41回大会について

次年度大会については、また改めて通知致しますが日時、場所等については次のように決まっておりますので、早めに連絡させて頂きます。スケジュールの調整をして頂き、多くの方に参加いただければ幸いです。

予定日時

1994年 5月27日（金）18:00～ 全国理事会
 28日（土）9:00～12:00 一般報告
 13:00～14:00 総会
 14:00～17:00 一般報告
 18:00～ こん親会
 29日（日）9:30～17:00 シンポ

場所；いずれも近畿大学（奈良市）

学会短信 No. 71
1993. 12

事務局
〒108 東京都港区港南 4-5-7
東京水産大学内
電話 03-3471-1251